第三号様式別表(用紙日本産業規格B4)(第二条関係)

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入			
	給与所得(所得金額調整控除後)			
	その他の所得計			

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時

総所得金額①			

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤			
	医療費				配偶者			
	社会保険料				配偶者特別			
	小規模企業共済				扶養			
	生命保険料				特定親族特別			
	地震保険料				基礎			
					所得控除合計②			

控除配	老配	扶養親族該当区分								特親	本人該当区分						繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障		未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

(摘要)

税額	市町村	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	道府県	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	森林環境税額⑧			
	特別徴収税額⑨			
	控除不足額⑩			
	既充当・既委託納付額⑪			
	既納付額⑫			
	差引納付額(⑨−⑫−⑩, ⑪)			
	変更前税額⑬			
	増減額(⑨−⑬)			
	変更月		月	

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和　　年　　月　　日

市町村長　氏　　名　㊞

問合せ先

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入			
	給与所得(所得金額調整控除後)			
	その他の所得計			

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時

総所得金額①			

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤			
	医療費				配偶者			
	社会保険料				配偶者特別			
	小規模企業共済				扶養			
	生命保険料				特定親族特別			
	地震保険料				基礎			
					所得控除合計②			

控除配	老配	扶養親族該当区分								特親	本人該当区分						繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障		未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

(摘要)

税額	市町村	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	道府県	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	森林環境税額⑧			
	特別徴収税額⑨			
	控除不足額⑩			
	既充当・既委託納付額⑪			
	既納付額⑫			
	差引納付額(⑨−⑫−⑩, ⑪)			
	変更前税額⑬			
	増減額(⑨−⑬)			
	変更月		月	

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和　　年　　月　　日

市町村長　氏　　名　㊞

問合せ先

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得						主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
	給与収入													
	給与所得(所得金額調整控除後)													
	その他の所得計					総所得金額①								

課税標準					
	総所得 ③				
	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
	先物取引				

所得控除									控除	老人	扶養親族該当区分									特親	本人該当区分							繰越損失
	雑損				障・寡・ひ・勤						特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障		未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	
	医療費				配偶者																					
	社会保険料				配偶者特別																					
	小規模企業共済				扶養																					
	生命保険料				特定親族特別																					
	地震保険料				基礎																					
					所得控除合計②																					

(摘要)

税額					
市町村	税額控除前所得割額④				
	税額控除額 ⑤				
	所得割額 ⑥				
	均等割額 ⑦				
道府県	税額控除前所得割額④				
	税額控除額 ⑤				
	所得割額 ⑥				
	均等割額 ⑦				
森林環境税額 ⑧					
特別徴収税額 ⑨					
控除不足額 ⑩					
既充当・既委託納付額⑪					
既納付額⑫					
差引納付額(⑨－⑫－⑩, ⑪)					
変更前税額⑬					
増減額(⑨－⑬)					
変更月				月	

納付額			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和　　年　　月　　日

市町村長　氏　　名　　㊞

問合せ先

頁

特別徴収義務者名	

第三号様式別表裏面（第二条関係）

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税　　円　道府県民税　　円

・所得割（総合課税分）

市町村民税　　％　道府県民税　　％

・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）

社会保険料控除等		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除 所得金額	控除額		
58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	26万円 30万円 53万円
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円

扶養控除		
一般	33万円	
老人	38万円	
特定	45万円	
同居老親等	45万円	

特定親族特別控除 所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5％（道府県民税2％、市町村民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（道府県民税2％、市町村民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額の種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
外貨建等以外の証券投資信託	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①　前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②　前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4％、市町村民税は6％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎税の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　％　道府県民税　　％
・森林環境税　1,000円
◎所得控除
雑損控除：（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除：医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円）
※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
◎税額控除（調整控除）
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5％（道府県民税2％、市町村民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（道府県民税2％、市町村民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
◎税額控除（配当控除）
利益の配当等：1.6％／1.2％／0.8％／0.6％
外貨建等以外の証券投資信託：0.8％／0.6％／0.4％／0.3％
外貨建等証券投資信託：0.4％／0.3％／0.2％／0.15％
◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①　前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②　前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
市町村民税　3/5　道府県民税　2/5
◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
区分　市町村民税　道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割　3/5　2/5
◎税額控除（寄附金税額控除）
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4％、市町村民税は6％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額：割合
0円以上195万円以下：84.895％
195万円超330万円以下：79.79％
330万円超695万円以下：69.58％
695万円超900万円以下：66.517％
900万円超1,800万円以下：56.307％
1,800万円超4,000万円以下：49.16％
4,000万円超：44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）：90％
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）：地方税法に定める割合

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注)1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税　　円　道府県民税　　円

・所得割(総合課税分)

市町村民税　　%　道府県民税　　%

・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支払金額	
生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

地震保険料控除		支払金額	控除額
保険料	地震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除 所得金額	控除額		
58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除(特別障害者)(同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円

扶養控除		
一般	33万円	
老人	38万円	
特定	45万円	
同居老親等	45万円	

特定親族特別控除 所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	
2,400万円以下		43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額の種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額)の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額(97,500円を限度))に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

」とあるのは「

市町村民税	4/5	道府県民税	1/5

」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。